

様式第 30 号 ( 第 19 条関係 )

市 営 住 宅 返 還 届

年 月 日

御前崎市長 様

所在地 御前崎市 番地  
住宅名 団地 棟 号  
住宅  
氏 名 印

御前崎市営住宅管理条例第 40 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

返還年月日			
返還理由			
家賃	月分まで支払済	滞納額	月分まで 円
移転先の住所	( 電話 )		
連絡先 ( 勤務先 )	( 電話 )		
送金先 ( 敷金 )	入居者本人 ( 同居家族等を除く ) 名義の口座		
	銀行		支店
	口座番号		口座名義

備考

- 1 市営住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに提出してください。
- 2 敷金の送金先口座が入居者本人以外の名義の場合は別に委任状が必要です。

## 退去時の入居者の手続き

下記の手続きは、入居者自身で必ず行ってください。

水道、下水道の停止手続き（市役所水道課で行います。）

電気、NTTの停止手続き（各事業所へ確認をします。）

郵便局での郵便物の転送届け

粗大ゴミ等の処理を処分場へ運搬すること。住宅等に設置されているゴミステーションに粗大ゴミや運んでくれないものを出されると収集車が運ばない為、地域住民の方より苦情が出ております。ゴミ出しのルールを守りましょう。

班長への退去の連絡。（共益費等の集金に班長が大変困りますのでいつ退去するのかを事前に連絡してください。）

旧御前崎町はガス業者に取り外しの証明書を記入してもらい市役所管理課に提出する。

退去の立会いを行う時は、印鑑の持参をしてください。